

# デンマーク

## 意匠法

2012年1月24日統合意匠法 No. 102

2012年2月1日施行

### 目次

#### 第1部 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

#### 第2部 意匠登録出願

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

#### 第3部 公表及び情報提供義務

第21条

第22条

#### 第4部 意匠登録の存続期間

第23条

第24条

#### 第5部 判決又は行政審査等による登録の終了

第25条

第 26 条  
第 27 条  
第 28 条  
第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条

第 6 部 審判請求

第 34 条  
第 35 条

第 7 部 刑事責任及び損害賠償責任等

第 36 条  
第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 39a 条  
第 40 条  
第 41 条  
第 41a 条

第 8 部 司法運営に関する規定

第 42 条  
第 43 条  
第 44 条  
第 45 条  
第 46 条

第 9 部 雑則

第 47 条  
第 48 条  
第 49 条  
第 50 条  
第 51 条  
第 52 条

第 10 部 国際意匠登録

第 53 条  
第 54 条

第 55 条  
第 56 条  
第 57 条  
第 58 条  
第 59 条

第 10A 部 手数料

第 59a 条  
第 59b 条  
第 59c 条  
第 59d 条  
第 59e 条  
第 59f 条  
第 59g 条

第 11 部 施行規定及び経過規定

第 60 条  
第 61 条

## 第1部 総則

### 第1条

意匠の創作者(デザイナー)又はその権原承継人は、本法に従い登録することにより、その意匠についての排他的権利(意匠権)を取得することができる(第9条参照)。

### 第2条

本法の適用上、

(i) 「意匠」とは、製品自体又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料から生じる製品又は製品の一部の外観をいう。

(ii) 「製品」とは、工業品又は手工芸品であって、それには特に、複合製品に組み立てることを意図した部品、包装、外装、図式記号及び活字印刷用タイプフェイスを含めるが、コンピュータ・プログラムを除くものをいう。

(iii) 「複合製品」とは、交換可能で、当該製品の分解及び再組立を可能にする多様な部品によって構成されている製品をいう。

### 第3条

(1) 意匠権は、意匠が新規であり、かつ、独自性を有している場合に限り、取得することができる。

(2) 意匠は、その出願の出願日前に又は優先権主張の場合は優先日(第16条参照)前に、同一の意匠が公衆の利用に供されていないときは、新規であるものとみなす。意匠は、その特徴が細部においてのみ異なるときは、同一であるものとみなす。

(3) 意匠は、その意匠が事情に通じている使用者に対して、その出願の出願日前に又は優先権主張の場合は優先日(第16条参照)前に公衆の利用に供されていた何れかの意匠によって当該使用者に与えられていた全体的印象と異なる全体的印象を与える場合に、独自性を有しているものとみなす。意匠の独自性を評価するに当たっては、その意匠の開発におけるデザイナーの自由度を考慮しなければならない。

### 第4条

(1) 複合製品の構成部品の意匠は、次に該当する場合に限り、新規性及び独自性を有しているものとみなす。

(i) 構成部品は、複合製品の通常の使用中に可視性を維持していること、及び

(ii) 構成部品の可視性を有する特徴が、新規性及び独自性に関する要件を遵守していること

(2) 通常の使用とは、末端使用者による複合製品の使用をいい、保守、手入れ又は修理作業を除く。

### 第5条

(1) 意匠が登録又はその他により公告されていたとき、又は展示されているか、取引に使用されたか又はその他の方法で開示されていたときは、その意匠は公衆の利用に供されているものとみなす。

(2) ただし、次に該当する場合は、意匠は公衆の利用に供されていたものとはみなさない。

- (i) その出願の出願日前に又は優先権主張の場合は優先日(第 16 条参照)前に、(1)にいう事象が、欧州連合内で営業を行っている該当分野内の専門業界に、通常の事業過程においては、合理的にみて知られるに至らなかったこと、又は
- (ii) その意匠が、明示的又は黙示的な守秘義務の条件に基づいて、第三者に開示されていること

## 第 6 条

意匠が、その出願の出願日前又は優先権主張の場合は優先日(第 16 条参照)前の 12 月以内に公表されており、その公表について次の事情があるときは、その意匠は公衆の利用に供されていたものとはみなさない。

- (i) デザイナー又はその権原承継人が提供した情報又は行った行為の結果として、デザイナー、その権原承継人又は第三者によって行われたこと、又は
- (ii) デザイナー又はその権原承継人に対する濫用の結果であるもの

## 第 7 条

(1) 意匠権は、意匠が次に該当する場合は、取得させてはならない。

- (i) 公共の秩序又は一般に認められた道徳原則に反していること
  - (ii) その出願の出願日後に又は優先権主張の場合は優先日(第 16 条参照)後に始めて公衆の利用に供されていた先の意匠と抵触していること。ただし、当該先の意匠に係わる出願日が当該後の意匠に係わる出願日に先行していることを条件とする。
  - (iii) 次に該当しており、かつ、許可を得ていないもの
    - (a) 工業所有権の保護に関するパリ条約の第 6 条の 3 に列挙されている何れかの品目、又は前記条約の第 6 条の 3 の対象以外で、特別な公益を有する記章、紋章及び紋章入りの盾を使用していること
    - (b) 他人の商標、商号又はその他の事業識別標識を使用していること
    - (c) 著作権法によって保護されている著作物を使用していること、又は
    - (d) 先の意匠を含んでいること
- (2) 先の意匠とは、次のものによって保護されている意匠をいう。
- (i) デンマークにおける出願又は登録
  - (ii) 共同体意匠としての出願又は登録
  - (iii) 無登録共同体意匠、又は
  - (iv) デンマークにおいて効力を有する国際出願又は国際登録

## 第 8 条

(1) 意匠権は、次に該当する製品の外観の特徴については、取得することができない。

- (i) 専らその製品の技術的機能によって必然的に決められているもの、又は
  - (ii) その製品を、他の製品に機械的に連結すること又は他の製品の中、上、周囲若しくはそれに接して設置することを可能にし、何れの製品もその機能を遂行することができるようにするために、正確な形状及び寸法で複製することが必要とされているもの
- (2) (1) (ii) の規定に拘らず、第 3 条に従い新規性及び独自性を有する意匠については意匠権を取得することができる。ただし、その意匠が、互換性を有する部品から構成されている製

品を、モジュール方式によって多様に組立又は結合させることを可能にしていることを条件とする。

## 第9条

(1) 第10条から第12条までに記載した例外規定に従うことを条件として、意匠権は、何人も、意匠権所有者の同意なしには、その意匠を実施することはできないことを意味する。当該実施には特に、その意匠が関係する製品の製造、販売申出、市販、輸入、輸出若しくは使用又はこれらの目的での当該製品の貯蔵を含むものとする。

(2) (1)に基づく意匠権は、事情に通じている使用者に、異なる全体的印象を与えない意匠を含むものとする。意匠権の範囲を評価するに当たり、その意匠開発におけるデザイナーの自由度を考慮しなければならない。

## 第10条

意匠権は、次の行為に関しては行使されないものとする。

(i) 私的目的で行われる行為

(ii) 実験の目的で行われる行為、及び

(iii) 引用又は教授の目的での複製行為。ただし、これらの行為が公正な商慣行と矛盾しておらず、また、その意匠の正規の実施を不当に損なわないこと、及び出所に言及することを条件とする。

## 第11条

更に、意匠権は、次の事項に関しては行使されないものとする。

(i) 外国籍の船舶及び航空機が一時的にデンマーク領域に入った場合における当該船舶及び航空機の設備、及び

(ii) 前記船舶及び航空機を修理するための予備部品及び付属部品のデンマークへの輸入並びに当該船舶及び航空機に関する修理の遂行

## 第12条

意匠権は、意匠により保護されている製品が、意匠権所有者により又はその同意を得て、欧州経済地域(EEA)内において市販されていたときは、その製品に関する行為には及ばないものとする。

## 第2部 意匠登録出願

### 第13条

- (1) 意匠登録出願は、特許商標庁に対してしなければならない。
- (2) 出願には、出願人の名称又は企業名称を記載し、意匠の複製を含めなければならない。
- (3) 出願にはまた、見本を添付することができる。見本が添付された場合は、当該見本は意匠登録の基礎を構成するものとする。
- (4) 出願人が意匠の創作者でないときは、当該出願人又は創作者は、意匠の創作者が意匠登録簿に記載されるよう請求することができる。意匠が、複数のデザイナーによる共同製作の成果である場合は、該当するデザイナー・グループの引用で個別のデザイナー(複数)の引用の代替とすることができる。
- (5) 出願に添えて、所定の手数料を納付しなければならない。

### 第14条

- (1) 出願は、出願人が意匠の複製又は見本を提出した日以降にのみ、法的効力を有する。
- (2) 当該出願において開示した以外の意匠に関係するように出願を補正することはできない。

### 第15条

出願には複数の意匠を含めることができる。ただし、その意匠の利用を意図する製品が同一クラスに属していることを条件とする(1968年10月8日にロカルノにおいて署名された意匠の国際分類を設立するための協定(ロカルノ協定)参照)。

### 第16条

- (1) 意匠が、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の同盟国であり又は世界貿易機関(WTO)の構成国である他国における意匠登録出願又は実用新案保護出願に含まれており、かつ、当該における出願日から6月以内に、デンマークにおいてその意匠の登録出願がされたときは、当該出願は、第3条及び第7条(1)(ii)及び(iii)の適用上、出願人の請求に基づいて、当該他国における出願と同時に出願されたものとみなす。
- (2) (1)に基づくのと同じ優先権については、先の保護出願がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関(WTO)の構成国から生じたものでないときであっても、これを適用する。ただし、先の出願がされた国において、デンマークの意匠出願による同等の優先権が認められており、かつ、当該他国における法令が基本的にパリ条約に一致していることを条件とする。
- (3) (1)に基づくのと同じ優先権については、その意匠がデンマークにおける意匠又は実用新案の保護出願に含まれていたときにも、これを適用する。
- (4) 意匠が公式又は公認の国際博覧会において最初に展示された時から6月以内に、デンマークにおいて当該意匠の登録出願がされたときは、その出願は、第3条並びに第7条(1)(ii)及び(iii)の適用上、出願人の請求に基づいて、その日から優先権を享受するものとする。前記博覧会とは、1928年11月22日にパリで署名され、1972年11月30日に最終改正された国際博覧会に関する条約に定義されている博覧会をいう。

## 第17条

- (1) 特許商標庁は、出願が意匠(第2条(i)参照)に関するものであること、及び第7条(1)(i)の規定によって登録が妨げられることがないことを確認しなければならない。また更に、同庁は出願が1意匠(ただし、第15条参照)のみを含んでいることを確認しなければならない。
- (2) 出願人は特許商標庁に、同庁に知られている意匠権についての他の重要事項を審査するよう請求することができる。その請求のためには、出願人は所定の手数料を納付しなければならない。
- (3) 事業・経済成長大臣は、審査及びその範囲に関する特別規則を定める。

## 第18条

出願が要件を遵守しており、登録に対する異論が認められなかったときは、当該意匠は登録されるものとする。特許商標庁は、当該登録を公告しなければならない。出願人が出願において請求していることを条件として、公告は、出願日から又は優先権主張の場合は優先日(第16条参照)から最長6月、繰り延べすることができる。

## 第19条

- (1) 出願人が出願に対して定められている要件を遵守しなかったか、又は特許商標庁が登録に対する他の異論を有するときは、出願人はこの旨を通知され、指定期限内に所見を提出するか又は出願書類を訂正する措置を取るよう求められる。
- (2) 出願人が当該期限の到来までに所見を提出しないか又は出願書類を訂正する措置を取らなかったときは、その出願は棚上げされるものとする。(1)にいう通知には、この旨の情報を含めなければならない。
- (3) 出願人が所定期限の到来後2月以内に再開を請求して、所見を提出するか又は出願書類を訂正する措置を取り、かつ、前記期限内に所定の再開手数料を納付したときは、出願審査は再開することができる。再開については、1回に限り許される。
- (4) 特許商標庁が出願の受理に対して異論を有し、かつ、出願人にはその異論に関して所見を提出する機会がこれまでに存在した場合は、特許商標庁が(1)により出願人への求めを再度行う理由を有さない限り、当該出願は拒絶されるものとする。

## 第20条

- (1) 特許商標庁が第19条により、登録に対する異論を有するときは、当該意匠について補正した形態で登録を受けることができる。ただし、補正した形態での意匠が保護のための要件を遵守しており、かつ、その同一性を保持していることを条件とする。
- (2) 出願人が、補正した形態による登録について(1)による特許商標庁の決定に同意しないときは、その出願は拒絶されるものとする。



### 第3部 公表及び情報提供義務

#### 第21条

- (1) 意匠が登録された日から、出願のファイルを公衆の利用に供さなければならない。
- (2) 出願日から又は優先権主張の場合は優先日(第16条参照)から6月経過したときは、出願が未だ第18条に基づく公告が行われていなくても、出願のファイルを公衆の利用に供さなければならない。ただし、出願を棚上げするか又は拒絶する旨の決定がされているときは、出願人が再開を請求したか又は拒絶に対して審判請求したときを除き、出願のファイルを利用に供してはならない。
- (3) 出願人の請求があったときは、(1)及び(2)に規定した時より早期に、その出願のファイルを公衆の利用に供さなければならない。
- (4) 出願のファイルが(2)又は(3)に基づいて公衆の利用に供されたときは、この旨を公告しなければならない。

#### 第22条

- (1) 出願のファイルが公衆の利用に供される前に、その意匠登録出願を他人に対して援用する出願人は、請求を受けたときは、その出願のファイルを当該他人に閲覧させなければならない。
- (2) 他人との直接連絡若しくは広告の何れかにより、又は製品上若しくはその包装上の題銘又はその他の方法により、登録番号又は出願番号を同時に表示せずに、意匠が登録済か又は登録出願中である旨を表示する者は、そのような情報についてそれを請求する何人に対しても不当な遅滞なしに提供しなければならない。意匠が登録済か又は登録出願中である旨を明示していなくとも、状況がそのような印象を与えるときは、請求により、その意匠が登録済か否か又は登録出願中か否かについての情報を不当な遅滞なく提供しなければならない。

## 第4部 意匠登録の存続期間

### 第23条

(1) 意匠登録は、登録出願日から起算するものとし、5年を単位とする期間につき有効とする。登録は、請求により、合計25年まで期間を更新することができる。各期間は、先行期間が満了したときから始まるものとする。

(2) (1)に拘らず、複合製品に独特の外観を与えるように当該複合製品の修理に使用される部品の意匠については、登録の有効期間は最長15年とする。

### 第24条

(1) 意匠登録の更新請求は、登録期間の満了前3月以内かつ満了後6月以内の期間に、所定の更新手数料を特許商標庁に納付することによって行うものとする。更新手数料を登録期間満了後にかろうじて納付するときは、追加手数料を納付しなければならない。

(2) 特許商標庁は、所定の更新手数料を意匠所有者又はその代理人から徴収するものとする。同庁は徴収しなかったために生じる権利の喪失に対しては責任を負わない。

(3) 所定の更新手数料が登録期間満了後6月以内に納付されなかったときは、その登録は取り消されるものとする。

(4) 登録の更新は、公告されなければならない。

## 第5部 判決又は行政審査等による登録の終了

### 第25条

(1) 意匠が登録されたときは、何人も、特許商標庁に対して、その登録の全部又は一部の取消を求める請求を提出することができる。当該請求は、専ら次の何れかの理由により提出することができる。

(i) 登録が第1条から第8条までに従い行われなかったこと

(ii) 出願が第14条(2)に違反して補正されていること

(iii) 第15条の要件を遵守していないこと、又は

(iv) 登録が、第23条(2)に違反して、15年を超えて維持されていること

(2) (1)による請求は、次の事項に関してのみ、提出することができる。

(i) 当該意匠の正当な所有者であると主張する者による意匠に対する権利

(ii) 当該権利の正当な所有者であると主張する者による第7条(1)(ii)及び(iii)(b)から(d)までにいう権利

(iii) その使用により影響を受ける者による第7条(1)(iii)(a)にいう権利の使用

(3) 意匠についての訴訟が依然最終的に確定していないときは、当該意匠についての(1)による請求は提出することができない。意匠に関する訴訟が、同一の意匠についての(1)による請求に対する最終的決定が行われる前に提起されたときは、特許商標庁又は特許審判部は、訴訟が最終的に確定するまで、その請求の審理を中止しなければならない。ただし、その請求が意匠所有者によってされている場合は、この限りでない。

(4) (1)による請求については、所定の手数料を納付しなければならない。

### 第26条

(1) 第25条(1)による請求には、証拠書類を添付しなければならない。当該書類に使用の資料が不十分であるときは、特許商標庁は、当該請求を審理するために、追加資料を要求することができる。

(2) 意匠登録所有者以外の者が請求をしたときは、その所有者は、提出された資料について通知され、それに関する所見の提出が求められるものとする。

### 第27条

(1) 意匠登録は、次に該当するときは、判決により全部又は一部を取り消すことができる。

(i) 登録が第1条から第8条までに従い行われなかったこと

(ii) 出願が第14条(2)に違反して補正されていること

(iii) 第15条の要件を遵守していないこと、又は

(iv) 登録が、第23条(2)に違反して、15年を超えて維持されていること

(2) 何人も、(1)による訴訟を提起することができる。ただし、訴訟は次の事項に関してのみ提起することができる。

(i) 当該意匠の正当な所有者であると主張する者による意匠に対する権利

(ii) 当該権利の正当な所有者であると主張する者による第7条(1)(ii)及び(iii)(b)から(d)までにいう権利

(iii) その使用により影響を受ける者による第7条(1)(iii)(a)にいう権利の使用

(3) (2) (i)に基づく訴訟は、当該人が登録及び訴訟の根拠であるその他の事情を知ってから1年以内に提起しなければならない。意匠所有者が、意匠が登録されたとき又は意匠権の移転を受けたときに善意であった場合は、訴訟は、当該意匠の登録後3年が経過した後では提起することができないものとする。

(4) 意匠登録は、意匠に対する権利が失効した後又は意匠権が放棄された後にも取消が可能である。

## 第28条

(1) 意匠登録は補正した形態で維持することができる。ただし、補正した形態での意匠が保護のための要件を遵守しており、かつ、その同一性を保持していることを条件とする。

(2) 意匠所有者が、登録を補正した形態で維持する旨の決定に同意しなかったか又は補正公告のための所定の手数料を納付しなかったときは、その登録は取り消されるものとする。

## 第29条

(1) 何人かが、出願中か又は登録済の意匠について権原を有すると主張した場合において、特許商標庁がその主張に疑義があると認めるときは、特許商標庁は、当該主張者に対し、指定期間内に訴訟を提起するよう求めることができる。当該求めに応じなかったときは、その主張は無視することができる。前記求めには、この旨の情報を記載しなければならない。

(2) 意匠権についての訴訟が提起されているときは、特許商標庁は、その訴訟における最終判決がなされるまで、その事件の審査を中止しなければならない。

## 第30条

(1) 何人かが特許商標庁に対し、意匠の出願人又は所有者ではなく自己が、出願中か又は登録済の意匠についての権原を有している旨を証明した場合において、その者がその旨を請求したときは、特許商標庁は、当該出願又は当該登録をその者に移転させなければならない。被移転人は出願手数料を納付しなければならない。

(2) 出願又は登録の移転が請求されたときは、移転について最終決定がされるまで、当該出願について補正、棚上、拒絶又は受理することができず、また登録について全部又は一部の補正又は取消をすることができない。

## 第31条

(1) 意匠が、第1条に基づく権原を有する者でない他人のために登録されている場合において、当該権原者からのその旨の請求があったときは、裁判所は、意匠権を当該権原者に移転させなければならない。意匠権について他人が権原を有するときは、特許商標庁は、その登録を当該権原者に移転させなければならない。

(2) 意匠登録を剥奪された者が、デンマークにおいて善意で、その意匠を実施していたか又は当該実施のための実質的な準備をしていたときは、その者は、適正な補償をし、かつ、適切な条件により、その全体的性質を維持しながら、既に開始している実施を継続するか又は計画していた実施を行なうことができる。ライセンス所有者も、同様な条件下で、そのような権利を享受する。

(3) (2)による権利は、実施しているか又は実施を意図していた事業と共にする場合に限り、

他人に移転させることができる。

### **第 32 条**

(1) 第 25 条(1)に基づく決定又は判決により、意匠登録の維持に対する異論が存在することになったときは、特許商標庁は、当該登録を取り消さなければならない。同庁はまた、意匠所有者が意匠権を放棄したときも、その登録を取り消さなければならない。

(2) 特許商標庁が、第 25 条(1)による請求を基礎にして、登録を全部又は一部について取り消す理由がないと認めたときは、その請求を拒絶し、登録を維持しなければならない。

### **第 33 条**

(1) 特許商標庁は、意匠登録の失効を公告しなければならない。同庁はまた、意匠権の全部若しくは一部の取消又は他人への移転に関する同庁の決定又は判決に起因する意匠登録の補正も公告しなければならない。

(2) 補正した形態での登録の公告については、所定の手数料を納付しなければならない。

## 第6部 審判請求

### 第34条

意匠出願に関する特許商標庁の最終決定に対しては、出願人は、特許審判部に審判請求することができる。同じ規定を、意匠登録の全部又は一部が取り消されたときに、意匠所有者に適用する。意匠登録が補正した形態又は補正なしの形態で維持されたときは、当該意匠登録の全部又は一部の取消を請求した者は、その決定に対して審判請求することができる。取消請求人が審判請求を取り下げたときでも、当該審判請求を審理することができる。ただし、当該処分のために特別の理由が存在することを条件とする。

### 第35条

(1) 第34条による審判請求は、特許商標庁がその決定を関係当事者に通告してから2月以内に、特許審判部に対してしなければならない。同期限内に、所定の審判手数料を納付しなければならない。納付しなかったときは、その結果として、審判請求が却下されるものとする。特許審判部に対する審判請求は、停止効果を有するものとする。

(2) 特許審判部の決定は、他の行政当局に対して不服申立することができない。

(3) 特許商標庁による決定であって特許審判部へ審判請求することができるものは、審判部の決定が行われるまでは、裁判所に提訴することができない。当事者が特許審判部による決定を裁判所に提訴することを希望するときは、訴訟は、関係当事者にその審判部の決定が通告されて後2月以内に提起しなければならない。当該訴訟は、停止効果を有する。

## 第7部 刑事責任及び損害賠償責任等

### 第36条

(1) 故意に又は重大な過失で意匠権を侵害(意匠侵害)した者は、罰金刑に処せられる。この規定は、共同体意匠に関する理事会規則に従って設定された意匠権の侵害にも適用される。

(2) 侵害が故意に、かつ、加重事由によりで犯されたときは、刑罰を18月以下の拘禁まで拡大させることができる。ただし、刑法典第299b条により更に重い刑罰が規定されている場合は、この限りでない。侵害の意図が高額かつ明白な不当利得であるときは、特に加重事由が存在するものとみなす。

(3) 会社等(法人)は、刑法典第5部の規則に基づいて処罰することができる。

(4) (1)に含まれる侵害の場合は、訴訟は、被害者が提起しなければならない。(2)に含まれる侵害の場合は、被害者の請求によってのみ提起しなければならない。ただし、公益のために訴訟提起が必要とされる場合は、この限りでない。

### 第37条

(1) 故意又は過失によって意匠侵害をした者は、次のものを支払わなければならない。

(i) 実施についての被害者への適正な補償金、及び

(ii) 当該侵害が引き起こした更なる損害についての被害者への損害賠償金

(2) (1)(ii)に従い損害賠償金を決定するに当たり、特に、被害者が被った逸失利益及び侵害者が得た不当利得を考慮しなければならない。

(3) (1)に含まれる場合は、非財務的損害についての被害者への追加補償金を決定することができる。

### 第38条

(1) 更なる意匠侵害を防止する目的で、裁判所は、その旨の請求を受けたときは、意匠侵害を構成する製品を次の通り処分すべき旨を特に決定することができる。

(i) 市場から回収すること

(ii) 市場から確実に除去すること

(iii) 破毀すること

(iv) 被害者に引き渡すこと、又は

(v) 指定された方法で改変すること

(2) (1)は侵害製品の違法生産に主として使用されていた材料、道具等に準用する。

(3) (1)に基づく措置は、侵害者への補償なしで実施され、被害者への損害賠償に影響を及ぼさないものとする。当該措置は、特別の事情がそれに反さない限り、侵害者の費用負担で履行されるものとする。

(4) (1)に基づく措置による判決を下すに当たり、裁判所は、侵害の範囲、所定の措置及び第三者の利益の間の均衡を考慮しなければならない。

(5) 裁判所は、その旨の請求を受けたときは、適正な補償と引き換えに(1)及び(2)にいう製品、材料、道具等を意匠保護の存続期間中又はその一部期間中自由に処分する許可を侵害者に付与することができる。ただし、これは次の場合に限り適用する。

(i) 侵害者が故意又は過失の何れでもなく行動している場合

- (ii) (1)に基づく措置が侵害者に不均衡な害を生じることになる場合、及び
- (iii) 適正な補償が十分である場合

### 第 39 条

(1) 何人かが許可なしに、登録出願された意匠をその出願のファイルが公衆の利用に供された後に実施しており、かつ、その出願が登録に至った場合は、意匠侵害に関する規定を準用する。ただし、同規定は第 38 条の規定には適用しないものとする。出願のファイルが公衆の利用に供される前に意匠侵害を犯し、それにより利益を得た者は、第 37 条による損害賠償金を適正と認められるが当該意匠侵害により得たと想定される利益を超えない範囲まで、支払わなければならない。

(2) (1)に基づく損害賠償請求権は、当該意匠の登録後 1 年より早くは、出訴期限が切れることはない。

### 第 39a 条

(1) 第 37 条又は第 38 条に基づいて有罪とされた判決において、裁判所は、その旨の請求を受けたときは、判決の全文又はその抄本を公表すべき旨を決定することができる。

(2) 公表の義務は侵害者にあるものとする。当該公表は、侵害者の費用負担にて、合理的に必要とされる顕著な方法により行われなければならない。

### 第 40 条

意匠侵害に関する訴訟において、意匠権の無効については、登録の取消請求が意匠所有者に対して、場合によっては当該所有者が第 45 条に規定の規則により喚問された後に、なされている場合に限り、これを争点とすることができる。登録が取り消されたときは、第 36 条から第 39 条までの規定は適用しない。

### 第 41 条

(1) 第 22 条にいう場合において、その者の義務に従わないか又は虚偽の情報を与えた者は、他の法令により更に重い刑罰が定められていない限り、罰金刑に処し、また、その者は、適正と認められた範囲まで、それによって生じた損害を補償しなければならない。

(2) 第 36 条(3)及び(4)の規定を準用する。

### 第 41a 条

税関当局が第 36 条に含まれる侵害の疑念を有するに至ったときは、この旨の情報を当該権利の所有者に伝達しなければならない。



## 第8部 司法運営に関する規定

### 第42条

共同体意匠に関する規則により、海事商事裁判所を共同体意匠第1審裁判所とし、最高裁判所を共同体意匠第2審裁判所とする。

### 第43条

- (1) 共同体意匠に関する規則に基づく差止命令は、執行裁判所が発するものとする。
- (2) 共同体意匠に関する規則に基づく差止命令であつて、共同体構成国の領域内において効力を有すべきものは、海事商事裁判所が発するものとする。
- (3) 共同体意匠及び本法の規定によって保護されている他の意匠に係わる差止命令については、共同体意匠に係わる差止命令が共同体構成国の領域内において効力を有すべきものであるときは、海事商事裁判所がこれを発するものとする。
- (4) 司法運営法第57部の規定を準用する。
- (5) (2)及び(3)の規定による海事商事裁判所の決定については、東部高等裁判所に上訴することができる。

### 第44条

- (1) 意匠登録の全部若しくは一部の取消又は意匠登録の移転を求める訴訟を提起する者は、この旨を意匠登録簿に登録することを求めて特許商標庁に通知しなければならない。かつ、登録簿に宛先を付して登録されているライセンシーに対し、書留書状により当該訴訟について通知しなければならない。意匠権侵害について訴訟を提起することを希望するライセンシーは、同様の方法により、当該意匠所有者にこの旨通知しなければならない。
- (2) 原告が(1)にいう通知をしたことを召喚状において証明しない場合は、裁判所は、当該要件を遵守するための期限を指定することができる。当該期限が遵守されないときは、当該事件は却下されるものとする。

### 第45条

- (1) 意匠所有者が提起した意匠侵害訴訟において、被告が登録取消の請求をする意思を有するときは、被告は第44条(1)に定める規則に従い、特許商標庁及び登録ライセンシーに通知しなければならない。第44条(2)の規定を準用するので、指定期限が遵守されないときは、登録取消請求は却下されるものとする。
- (2) ライセンシーが提起した意匠侵害訴訟においては、被告は、その裁判地に係わりなく意匠所有者の出頭を求め、当該所有者に対して登録の取消を請求することができる。司法運営法第34部の規定を準用する。

### 第46条

第27条から第29条まで、第31条、第32条及び第36条から第39条までにいう訴訟における判決の公認謄本は、裁判所の発意により、特許商標庁に送付されなければならない。

## 第9部 雑則

### 第47条

特許商標庁は意匠出願人及び登録意匠所有者に対し、その出願又は登録に関して本人を代表させるために、欧州経済地域(EEA)在住の代理人を選任するよう求めることができる。代理人の名称及び宛先は、意匠登録簿に登録しなければならない。

### 第48条

(1) 本法により規定され又は本法において定められている特許商標庁に対する期限の不遵守のために、全ての当然の注意を払った意匠出願人に権利の喪失が生じたときは、特許商標庁は、請求を受けたときは、その権利を回復させるものとする。当該請求は、期限の不遵守を生じた支障の消滅から2月以内、ただし、当該期限の到来後1年以内に、特許商標庁に提出しなければならない。同期限内に、遺脱行為を完了し、かつ、権利回復のための所定の手数料を納付しなければならない。

(2) (1)の規定は、意匠所有者が第24条(1)に規定した期限内に更新手数料を納付しなかったときに、準用する。ただし、その期限の到来後6月以内に、権利回復の請求書を提出し、かつ、更新手数料を納付することを条件とする。

(3) (1)及び(2)の規定は、特許審判部に対する期限に関して準用する。権利の回復は、特許審判部が行うものとする。

(4) (1)の規定は、第16条にいう期限に対しては適用しない。

### 第49条

(1) 事業・経済成長大臣は、次の事項について特別規定を定める。すなわち、意匠出願並びにそれらの審査及びその他の処理、優先権、意匠出願及び登録の分割、意匠登録についての更新又は放棄並びに全部又は一部の取消請求、意匠登録簿の維持管理、電子的資料の特許商標庁及び特許審判部との交換、デンマーク意匠公報の発行及び内容、並びに特許商標庁の手続。従って、特許商標庁にされた出願の記録を公衆の利用に供する旨を規定することができる。事業・経済成長大臣は、特許商標庁の非就業日に関する特別規則を定めることができる。

(2) 事業・経済成長大臣は、共同体意匠に関する規則を適用するために必要な規定を定める。

(3) 共同体意匠に関する事件の審査その他の処理については、手数料を納付しなければならない。

(4) 事業・経済成長大臣は、特別取引、公告、謄本、手続等の納付に関する規則を定めることができる。

### 第50条

登録意匠はまた、その意匠が創作された日又は一定の形状に確定された日から、著作権法によっても保護を受けることができる。

### 第51条

(1) 意匠の移転、ライセンス許諾、意匠の抵当権設定、意匠による強制執行、又は意匠所有者に対する破産手続の開始は、請求に基づいて、意匠登録簿に登録されるものとする。意匠

創作者の名称及び第 31 条(2)に基づく権利の登録についても、同様とする。

(2) (1)による、意匠登録簿における情報の登録、修正又は削除の請求には、必要な証拠書類を添付しなければならない。

(3) 複数の意匠を含む登録(第 15 条参照)の場合は、意匠権の他人への移転は、その移転が全ての意匠を含んでいる場合に限り、登録簿への登録を受けることができる。

(4) 意匠に関する訴訟は、意匠登録簿に当該意匠の所有者として登録されている者に対して常時提起することができ、特許商標庁からの通知も当該所有者へ送付することができる。

## 第 52 条

(1) 特許商標庁は、請求に基づいて、意匠及び意匠権に関する特別業務の履行を引き受けることができる。

(2) 行政ファイル閲覧法は、第 4 条(2)を除き、(1)にいう業務には適用しない。

(3) 事業・経済成長大臣は、上記の業務及びその費用の納付並びに納付遅滞の場合の督促状の手数料納付を規制する規則を定める。

## 第10部 国際意匠登録

### 第53条

「国際意匠登録」とは、1999年7月2日にジュネーヴで採択された、意匠の国際登録に関するハーグ協定の修正(ジュネーヴ・アクト)に基づく登録をいう。

### 第54条

デンマークにおいて効力を有する国際意匠登録は、当該意匠がデンマークにおいて登録された場合と同じ法的効力を有するものとする。

### 第55条

国際意匠出願は、特許商標庁又は国際事務局に提出しなければならない。デンマーク国民により、又はデンマークにおいて自身の住居を有するか又はデンマークにおいて実効的な工業施設若しくは商業施設の所有者である自然人若しくは法人により、国際意匠出願を特許商標庁に提出することができる。

### 第56条

国際意匠出願をするときは、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関(WTO)の構成国からの優先権を主張することができる。

### 第57条

意匠が本法に基づく登録条件を遵守していないときは、特許商標庁は、ジュネーヴ・アクトに定められている期限内に、国際事務局に対し、デンマークにおける意匠の効力の全部又は一部を拒絶する旨を通告することができる。

### 第58条

ジュネーヴ・アクトに定められている規則は、国際意匠登録の更新に適用する。

### 第59条

- (1) 事業・経済成長大臣は、本法のこの部の規定の施行のために特別規則を定めなければならない。従って、国際登録された意匠の公告についての特別規則を定めることもできる。
- (2) 国際意匠登録に関する事件の審査その他の処理については、手数料を納付しなければならない。

## 第 10A 部 手数料

### 第 59a 条

(1) 意匠登録出願については、1,200 DKK の手数料を納付しなければならない(第 13 条(5)参照)。複数の意匠を含む出願(第 15 条参照)に関しては、更に、1 を超える各意匠につき 700 DKK の追加手数料を納付しなければならない。意匠の公告については、1 を超える各複製につき 400 DKK の追加手数料を納付しなければならない。

(2) 第 17 条(2)による審査については、1,500 DKK の手数料を納付しなければならない。第 15 条により複数の意匠を含む出願に関しては、1 を超える各意匠につき 900 DKK の追加手数料を納付しなければならない。

(3) 国際意匠登録におけるデンマークの指定手数料は、意匠の国際登録に関するハーグ協定の 1999 年 7 月 2 日ジュネーヴ・アクト(以下ジュネーヴ・アクトという)第 7 条(1)によって定められる。

### 第 59b 条

(1) 意匠登録の更新(第 24 条(1)参照)については、各期間(第 23 条参照)につき、2,200 DKK の手数料を納付しなければならない。第 15 条により複数の意匠を含む登録に関しては、1 を超える各意匠につき更に 1,100 DKK の追加手数料を納付しなければならない。

(2) (1)の規定は、旧意匠法第 25 条(1)に基づく登録の更新に準用される。

(3) 登録期間満了後であって、その後 6 月までに納付される(1)及び(2)による手数料は、20%増額される。

(4) 国際意匠登録におけるデンマークの指定の更新に係る手数料は、ジュネーヴ・アクト第 17 条(2)(第 7 条(1)参照)に従って定められる。

### 第 59c 条

(1) 複数の意匠を含む登録に含まれる意匠の審査を含む行政審査の請求については、各意匠につき 3,000 DKK の手数料を納付しなければならない。

(2) 補正した形態での登録の公告については、400 DKK の基本手数料を納付しなければならない(第 33 条(2)参照)。更に、1 を超える各複製につき 400 DKK の追加手数料を納付しなければならない。

### 第 59d 条

(1) 意匠出願の再開請求については、400 DKK の手数料を納付しなければならない(第 19 条(3)参照)。

(2) 意匠の出願又は登録の回復請求については、3,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 48 条参照)。

### 第 59e 条

(1) 共同体意匠出願に関する事件の特許商標庁による処理については、200 DKK の手数料を納付しなければならない(第 49 条(3)参照)。

(2) 意匠国際登録出願に関する事件の特許商標庁による処理については、200 DKK の手数料を

納付しなければならない(第 59 条(2) 参照)。

#### **第 59f 条**

(1) 第 59a 条から第 59e 条までに従って納付された手数料は、納付が適時にされているときは還付されない。

(2) 適時に納付されなかったか又は期限到来時において不十分な金額で納付された結果として納付不受理となった手数料は、還付される。

(3) 手数料納付済の審査その他の処理を特許商標庁が拒絶した場合は、審査その他の処理に関して納付された手数料は、還付される。

#### **第 59g 条**

(1) 第 59a 条から第 59e 条までにいう手数料は、2011 年水準のものである。

(2) 特許商標庁は、第 59a 条から第 59e 条までにいう金額を、政府予算のために使用される一般物価及び賃金変動に従って調整することができる。特許商標庁は、現行手数料を価格一覧において公表する。

## 第 11 部 施行規定及び経過規定

### 第 60 条

(1) 本法は、2001 年 10 月 1 日から施行する。ただし、事業・経済成長大臣は、第 10 部の施行日を定めなければならない。

(2) 意匠法(1989 年 4 月 17 日統合法 No. 251 参照)は廃止する(ただし、(3)参照)。

(3) 本法は、本法施行後に登録された意匠及び提出された意匠出願に適用する。本法施行前に登録された意匠及び提出された意匠出願については、従前の規則を引き続き適用する。

(4) 本法施行前に、意匠法(1989 年 4 月 17 日統合法 No. 251 参照)第 6 条の規定により、デンマークにおいて業として意匠を実施していた者又は当該実施のための実質的な準備をしていた者は、当該意匠の実施を継続することができる。

### 第 61 条

本法は、フェロー諸島及びグリーンランドには適用しない。ただし、フェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情により必要とすることがある変更を付して、フェロー諸島及びグリーンランドについて勅令により施行することができる。

.....

金融業法、抵当信用貸・抵当信用債等法、デンマーク国立銀行法及びその他種々の法律を改正する 2010 年 6 月 1 日法律 No. 579 は、施行日及び経過規定に関する次の規定を含む。

### 第 21 条

(1) 本法は、2010 年 7 月 1 日に施行する。ただし、(2)から(6)までを参照。

(2)から(6)まで(経過規定。再現せず)

.....

特許法その他の種々の法律を改正する 2011 年 12 月 28 日法律 No. 1370 は、施行日及び経過規定に関する次の規定を含む。

### 第 9 条

本法は、2012 年 2 月 1 日に施行する。